

令和6年12月20日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社サンキ
住所：京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑25-4
2. 入札参加資格停止期間：令和6年12月20日から令和7年1月2日まで（2週間）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1
4. 事実概要：
亀岡市発注の工事において、資格のない者が移動式クレーンを運転し、作業員1名が死亡する事故を発生させ、これにより、同社社長（当時）が令和6年9月11日に亀岡区検察庁から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴され、同年9月26日に亀岡簡易裁判所から罰金70万円の略式命令を受けたもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記により、亀岡区検察庁から略式起訴され、亀岡簡易裁判所から略式命令を受けたことは「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第1第8号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められたとき。	<u>発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課